

不燃・大型ごみを出す日

◇資源ごみ

1日(第1火曜日)

◇小型プラスチックごみ

8日(第2火曜日)

29日(第5火曜日)

◇燃えないごみ

15日(第3火曜日)

◇燃える大型ごみ

22日(第4火曜日)

☆ごみの分別で分からないことがある場合は、環境衛生課までお問い合わせください。

御坊広域清掃センター「直接持込」

◇平日

8:30~16:20

・当日「許可証」発行
・許可証発行受付は16時まで

◇休日【8月27日(日)】

8:30~11:30

・1週間前から「許可証」発行
※許可証は市役所で発行します。

クリーン大作戦 ごぼう

日時 8月27日(日)

7:30~10:00

小雨決行(大雨の場合は中止)

※決められた集積場所まで運んでください。

清掃範囲 各町内会(区)の道路等に散乱している空き・空瓶・ペットボトル

※家庭のごみは、絶対に出さないでください。

環境衛生課

☎0738-23-5506

8月中に提出を! 児童扶養手当「現況届」

児童扶養手当を受給している方は、毎年8月中に現況届を提出していただくことになっていきます。

児童扶養手当とは、父または母と生計が同じでない児童について、生活の安定と自立を図るため、手当を支給する制度です。

なお、児童扶養手当の現況届の提出がないと、引き続き児童扶養手当を受けることができません。

また、2年間提出がない場合は、受給資格がなくなりま

すのでご注意ください。
【対】 次のような状態にある児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童、または20歳未満で一定の障がいのある児童)を養育している父や母、ま

たは父母に代わって養育している方です。

① 父母が婚姻を解消した後、父または母と別れて生活を

している児童

② 父または母が死亡した児童

③ 父または母が一定の障がいの状態にある児童

④ 父または母の生死が明らかでない児童

⑤ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

※この他にも支給要件があります。また、支給に関して所得制限等があります。

所得制限等があります。

※この他にも支給要件があります。また、支給に関して所得制限等があります。

市の物品入札参加者登録受付のご案内

市が発注する物品等(登録営業種目に限る)を納入希望の業者については、あらかじめ物品入札参加者としての登録が必要です。

なお、登録をしても全員が必ず入札に参加できるということではありません。

◇登録営業種目

営業種目	例
① 一般印刷物作成	冊子・チラシ・伝票・その他
② スチール・木製品販売	机・椅子・ロッカー・その他
③ 事務機器販売	パソコン・プリンター・コピー機・その他
④ 文具類販売	コピー用紙・ファイル・ボールペン・その他
⑤ 家電製品販売	テレビ・冷蔵庫・掃除機・デジカメ・その他
⑥ 空調機器販売	エアコン・その他
⑦ 自動車販売	軽自動車・普通車等
⑧ 二輪車販売	単車・自転車
⑨ 自動車車検	自動車車検
⑩ 車両リース	自動車リース
⑪ 石油製品	ガソリン・灯油・軽油・A重油
⑫ プロパンガス	プロパンガス
⑬ 清掃	床ワックス清掃・ガラス清掃・その他
⑭ 飲料水貯水槽清掃	貯水槽清掃
⑮ 浄化槽保守点検	浄化槽保守点検
⑯ 警備	庁舎警備・駐車場警備・その他
⑰ 指定ごみ収集袋取扱業務	指定ごみ収集袋
⑱ 防災関連製品	備蓄用食料・防水シート・非常用トイレ・その他

※④・⑨・⑪・⑫・⑰・⑱については、市内業者のみ対象となります。

◇申請受付期間 8月15日(火)~31日(木)

8:30~17:15(土・日曜日を除く)

◇登録有効期間 平成29年10月1日~平成30年3月31日

※詳しい申請資格や提出書類などについては、市ホームページ(<http://www.city.gobo.wakayama.jp/sosiki/somu/zaisei/tanto/touroku/1466054362414.html>)でご確認ください。

◇申し込み・問い合わせ 財政課管財係 ☎0738-23-5533